

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

② 評価調査者研修修了番号

SK2022029、平成 27 年第 35 号、平成 27 年第 22 号、SK2021227

③ 施設の情報

名称：下関大平学園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：福嶋 正治	定員（利用人数）： 54 名（41 名）	
所在地：山口県下関市幡生町 1 丁目 1 番 22 号		
TEL：083-222-6801	ホームページ：http://taiheigakuen.sakura.ne.jp/	
【施設の概要】		
開設年月日 昭和 31 年 3 月 31 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 下関大平学園		
職員数	常勤職員： 32 名 非常勤職員 11 名	
有資格 職員数	保育士 11 人	調理員 2 人
	児童指導員 12 人	栄養士 2 人
	個別対応職員 1 人	心理士 2 人
	看護師 1 名	家庭支援専門相談員 2 人
	自立支援専門相談員 1 人	里親支援専門相談員 1 人
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	29 室	

④ 理念・基本方針

- 1) 日本国憲法及び、児童福祉に係る法律・諸規程・条約等の精神を尊重した児童育成。
- 2) 地域社会の負託と信頼に応えられる施設運営。
- 3) 「児童の最善の利益」を念頭に置いた、児童の権利擁護の推進。
- 4) 安心・安全・快適な生活の保障。
- 5) 効率的な事業経営と、環境変化に対する不断の経営改革により、持続的な活力ある経営を目指す。

⑤ 施設の特徴的な取組

当園では措置児童が安全に安心して生活できる基盤があつてこそ、心のケアや発達支援が生きてくるとの観点から、施設全体で取り組むシステムとして、暴力防止マニュアルの作成をし、実施しています。発達支援としては、集団 SST を実施しており、児童が現在または将来において、適切なソーシャルスキルが使えるよう支援しております。

また、子どもの支援を担う職員の専門性向上を目指し、職員研修を体系化して実施しております。その中で「学習支援」「幼児期の発達支援」「生（性）教育」を委員会に位置付け、年間を通して協議の場を設け、常に向上心を持って支援できるよう取り組んでおります。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和4年4月27日（契約日）～ 令和5年2月27日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和元年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

- ・人事・労務・財務など勘案し、就業規則、給与規程、諸規程等の見直しを定期的に行い、職員が意欲を持って働けるよう、主幹・主査・主任等の四等級制の職務に沿った給与規程・給与表などの見直しに努めています。

また、施設長はコロナ禍においてもリモートを取り入れ、職員会議・研修会などは、全員参加を原則として実施し、情報の共有化を徹底しています。専門的な業務情報の冊子などから、最新情報を切り抜いてファイルを作成し、職員に回覧・啓発・情報発信に尽力しています。

- ・階層別に、スーパービジョンを受ける体制が確立されていることにより、人材の採用と育成が実践できています。

- ・ITを活用しての情報共有により、職員間の連携がスムーズに行われています。生（性）教育マニュアルを作成し、研究会を定期的に行っている面、また学習に集中できる学習室の設備や、その支援教材に工夫を凝らされている面において、共に支援が困難になる部分についてはしっかりとした対応ができています。

- ・面接した子どもの表情は穏やかでした。職員一人ひとりが、日々の生活を通して子どもと真摯に向き合い、子どもの自主性を引き出しながら、自立した社会生活が実現できるよう自覚を持って関わっている様子が伺えました。

◇改善を求められる点

- ・ITを活用して情報共有やたくさんのマニュアルが整備され活用されているが、それらの理解、運用について、職員間と子ども間でのバラつきがないように統一を徹底されることを期待します。

- ・マニュアル等の「訓練費」「不純異性交遊」等の用語について、保護者・子どもが理解できる用語に見直されることを期待します。

- ・有能な人材がそろっている施設であると感じました。そのためにも中・長期計画において、積極的に外部機関等との情報交換・共有を図り、小規模化及び公益的事業の積極的な展開を期待します。

- ・職員ヒアリングにおいて、子ども主体のケアよりもマニュアルやルールを守らせることに重点を置いている印象を受けました。自己評価を行う中で、職員間の話し合いを通

して養育・支援の共通理解を図られることや、柔軟な対応の工夫を期待します。
・心理的ケアが必要な子どもの保護者への定期的な助言や援助を行うとともに、学校中退や不登校となった子どもへの社会経験を積める支援の工夫が望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

下関大平学園の現状をよく確認し、丁寧なアドバイスや改善すべき点を教えていただきありがとうございました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 運営理念は玄関掲示、基本方針は職員会議などで周知を図っていることを確認した。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 児童相談所との定期連絡会等から、外的状況を把握・分析していることを確認した。		
③	I-2-（1）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<コメント> リーダー会議・職員会議などにおいて、職員の意向を聴いたり、職員同士の検討の場を設けるなどの取組を確認した。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<コメント> 下関大平学園中期計画が作成されてことを確認した。		
⑤	I-3-（1）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定さ	a

	れている。	
<コメント> 下関大平学園中期計画を踏まえた本年度事業計画が策定されてことを確認した。		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<コメント> 委員会報告・中間及び年度末評価などで、策定・評価に職員が参画されていることを確認した。		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント> 児童用の事業計画書を用いて、児童自治会で年度当初に説明を実施していた。保護者に対してはHPなどで周知されていることを確認した。		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> リーダー会議、職員会議などにより、抽出した課題を、係制により業務分担し、改善・フィードバックされていることを確認した。		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント> 要改善事項と改善策を、工程表に落とし込み、実施・評価していることを確認した。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 業務役割分担表で、役割と責任を明確にし、年度初めの職員会議で説明していたことを確認した。		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント>		

専門的な業務情報の冊子などから、最新情報の切り抜きを作成し、職員に回覧していたことを確認した。		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> リモートも取り入れ、職員会議・研修会などは、全員参加を原則とし実施していたことを確認した。		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 人事・労務・財務など勘案し、就業規則、給与規程、諸規程の見直しを行っていたことを確認した。		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> 下関大平学園中期計画で採用に関しても計画し、また、里親支援訪問やストレスケアなど、専門職員の機能を活かしていたことを確認した。		
15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント> 職員が意欲を持って働けるよう、主幹・主査・主任等の四等級制の職務に沿った給与規程・給与表などの見直しを行っていることを確認した。		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<コメント> 最終責任者を施設長とし、相談種別に応じた責任者を置いて対応しているとのことで、時間外労働などの就労状況を把握するための表を確認した。		
Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<コメント> 新任職員チェックシート、キャリアパス個人シートにより、自己評価と施設長との育成面談の実施を確認した。		
18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a

<p><コメント> 等級制に応じた個別研修計画を確認した。Webによる研修も取り入れていることを確認した。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p><コメント> 等級制に応じた個別研修計画の評価部分を確認した。これは、自己評価と施設長との育成面談でフィードバックされていることを確認した。</p>		
<p>II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント> 保育士実習は20名受け入れているものの、社会福祉士に関しては経験のある有資格者がおらず実習の受け入れ体制が整っていないことから、本項目の評価はbとした。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント> 苦情・相談の件数だけは公開しない方針とのことなので、運営の透明性は確保されていないことから、本項目の評価はbとした。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント> Webでの財務情報の公開を確認した。また、入出金に関する内規での二段階（二者）チェックの記録も確認した。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント> ホームページ等の公開と、グラウンドの地域開放を確認した。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント> 大学との協定、散髪ボランティア団体、小学校との連絡会のレジュメを確認した。</p>		
<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		

25	Ⅱ—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント> 関係機関ごとに一覧化された名簿と、保健マニュアルの医療機関の一覧を確認した。</p>		
Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント> たいへい子育て相談室では、年間10件余りの相談を受け付け対応していることを確認した。</p>		
27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント> たいへい子育て相談室の運営マニュアル・引き継ぎ記録を確認した。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント> 全国児童養護施設協議会倫理綱領を全職員が所持していることを確認した。また、業務情報ファイルにより、施設長からの啓発・周知を確認した。</p>		
29	Ⅲ—1—（1）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
<p><コメント> 入居マニュアルにある権利に関する項目を、子どもに説明していることや、「大切なあなたへ」という冊子を配布していることを確認した。また、個人情報使用同意書についても確認した。</p>		
Ⅲ—1—（2）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—（2）—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント> 児童の入所に際しての同意書、きめ細やかな規則が明文化されていることを確認した。</p>		
31	Ⅲ—1—（2）—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント> 児童用の事業計画書、視覚化した掲示物など、分かりやすい説明への取り組みを確認した。</p>		
32	Ⅲ—1—（2）—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への	a

	移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	
<p><コメント> 「私の生きる道」の配布と、自立支援担当職員を配置、リービングケア・アフターケアの記録を確認した。</p>		
<p>Ⅲ—1—（3）子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ—1—（3）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント> 本評価事業の利用者アンケート結果、食事アンケート、児童自治会からの要望等を、リーダー会議、職員会議で検討し、全職員に共有していることを確認した。</p>		
<p>Ⅲ—1—（4）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ—1—（4）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント> 苦情解決規程を整備し、自治会などで周知を図っていることを確認した。</p>		
35	Ⅲ—1—（4）—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント> 意見箱、自治会、安全ネットワークで、意見を聴く取り組みを確認した。</p>		
36	Ⅲ—1—（4）—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント> 意見を聴き取り、リーダー会議、職員会議で検討し、全職員で共有をしていることを確認した。</p>		
<p>Ⅲ—1—（5）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ—1—（5）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント> 各種マニュアルの整備、危険物の保管管理、情報共有を確認した。</p>		
38	Ⅲ—1—（5）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント> 各種マニュアルの整備と実施状況を確認した。</p>		
39	Ⅲ—1—（5）—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント> 安全管理活動計画と訓練の実施記録を確認した。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ—2—（1）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	

40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p><コメント> 新任職員手順書、2年目・3年目職員用のマニュアル、スーパーバイザーとチェック表の記録を確認した。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント> 標準化係委員会を1回以上開催している記録を確認した。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント> 児童相談所が定期的に行うアセスメントを基に、職員会議・各棟会議を経て、策定されていることを確認した。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント> 年2回の評価・見直しが、職員会議・各棟会議を経て、行われていることを確認した。</p>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント> ケース記録システムを確認した。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント> ケース記録システムがクラウド保管されていることを確認し、また、開示請求に関する記録も確認した。</p>		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの権利擁護については、入所時に資料を渡して「入所時対応マニュアル」に沿って説明を行っている。その後は、毎月3日に、暴力問題聞き取り調査をマンツーマンで行っている。その他、児童自治会や生（性）教育等も継続的に取り組んでいる。また、職員が検討する機会としては、2か月に1回開催のあんぜんネットワークの検証や、毎年のチェックリストにて自己評価を実施している。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>生活の中での基本的なルールは、権利ノートと入所時初期対応で説明している。毎年12月の人権週間に、各学年会（小学生低学年・高学年・中学生・高校生）で学習の機会を設けて、子どもが考える場を実施している。</p>		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの成長の記録「育ちアルバム」を担当と一緒に作成し、振り返りを行っている。また、定期的に職員会議でアルバムをシェアする時間を設けて職員間の共有を図っている。真実告知については、平成30年より児童相談所と協働でライフストーリーワークに取り組み、他機関との連携で慎重に実施している。</p>		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>「就業規則」「危機管理マニュアル」に体罰禁止を明記し、「あんぜんネットワーク（暴力防止システム）」「山口県被措置児童等虐待対応マニュアル」を整備している。職員会議や研修を通じて、体罰等の不適切な対応とならないように援助技術の向上を図っているとともに、支援困難のケースについては、職員相互で日常的に相談しあえる環境を作っている。</p>		
A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		

A⑤	A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>希望があれば、事前の施設見学ができ、「入所時対応」を基に生活開始の手順を説明している。入所時には、ウェルカムボードを設置して施設全体で歓迎していることを伝えている。そして、入所後1週間は毎日個別に聴き取りを行い、困ったことや不安がないか確認し、必要であれば心理療法を実施、担当職員等へ書面で情報を共有、さらに必要事項は口頭で伝えている。</p>		
A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>令和4年4月から自立支援専門職員が配置され民間団体とリモートで連携を図ったり、退所児童のアフターケアに取り組んでいる。退所後、新しい生活へ円滑に移行できるように、冊子「私の生きる道」には職員とマンツーマンでの調理実習などの記録があり、計画的にリービングケアを実施している。福祉的就労が必要な子どもや生活保護世帯等は必要に応じて行政機関、福祉機関と連携している。行事等はホームページで情報を伝えている。コロナ禍で集まる機会が減少しているが、施設行事「大平秋まつり」等で交流の機会を設ける体制はできている。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は子ども一人ひとりの成育歴を理解し、その子の目線にあったアセスメントを目指して、職員研修会のテーマ別研修、毎日の職員引継ぎ会で検証している。小学4年生以上に独自のアンケートを実施して、課題を明確化し改善する姿勢がある。心理士を交えて、コンサルテーションを行う等、心理的視点を持って支援している。</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>担当制をとり、日常生活での対話を重視して、個別で対応するなど関係性の中で支援が行われ、担当職員が一定の裁量権を有している。特に、毎月の暴力問題聞き取り調査では、個別に話をする機会を設けている。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>学年会、児童自治会で、子どもが主体的に動いて問題解決する場面を大切にして、その</p>		

<p>後、担当職員が「振り返り」を行うという支援方法となっている。職員の共通理解とチーム支援のシステムを構築して、子どもが適切な支援を得られるように配慮している。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p><コメント></p> <p>学習支援では、学力向上委員会を設置し、役割分担表に明記して組織化している。また、学習アプリ導入や、大学生の学習ボランティアの受け入れも行われている。子どもからのニーズは毎月の学年会や、意見箱を設置（毎日、開けて確認）して把握し、可能な限りニーズに答えている。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>社会規範、社会常識が身に付くように学園や社旗のルールに沿って秩序ある生活ができるように自立支援計画にも挙げている。個々に起こったことに関しては、子ども一人ひとりにあった支援を行い、貴船町との行事参加等で社会性を習得する機会も設けている。発達の状況に応じ、生（性）教育や携帯電話、ネットやSNSに関する学習会を行っている。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>食育の一環として、食堂の壁面に食に関するクイズや豆知識が掲示され、年1回の嗜好調査を食生活運営会議で把握し、献立や調理の工夫に反映している。調理実習で基本的な調理技術を習得できる機会を設けている。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>衣類や靴は担当職員が子どもと一緒に買い物に出かけ、子ども自身が選んだものを身につけさせている。発達年齢に応じて自己管理できるよう支援が行われていることが確認できた。</p>		
A—2—(4) 住生活		
A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p><コメント></p> <p>環境ファイルを作成して、屋外美化・屋内美化・用度係を配置し季節感のある環境整備がされている。中学生以上は一人部屋が主であるが、3人部屋はカーテンで仕切るなど工夫して、日常的に使用するものや日用品は個人所有としている。速やかな修理修繕を実施し、職員が環境整備をする姿を見て、子どもたちが手伝おうとする意識にもつながっている。</p>		

A—2—（5）健康と安全		
A⑮	A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>年2回、嘱託医による園内検診を実施、日々の健康管理や発育・発達状態は健康診断個人票、ケース記録に整理され、服薬管理や体調変化についても職員間で情報共有を行い継続的観察が出来ている。心理・情緒面の把握も学校と連携を取り適切な支援が行われている。</p>		
A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p><コメント></p> <p>生（性）教育マニュアルを作成し、年間指導計画に沿って、発達年齢や子ども一人ひとりに応じた生（性）教育を、職員の役割業務分担表に反映して組織的に実施している。また、児相や他施設と連携し、生（性）教育等研究会を定期的で開催していることが確認できた。</p>		
A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>暴力防止対応マニュアルが作成され、問題行動を起こした児童に対し、人格を否定するのではなく起こした行動について振り返りを行い、同じ過ちを繰り返さないプログラムを実施している。職員間ではケース記録システムで情報共有を図る体制ができています。又、関係機関と連携が取れるように、日頃から協議を重ねている。</p>		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>担当職員が、毎月、暴力聞き取り調査を実施しており、暴力問題やその他について話を聞く場を設けて、暴力問題やトラブルの発生に迅速に対応している。職員に気楽に相談でき、対応してくれるという信頼関係を日頃から築き、子どもとの対話を重視して、心身の状態を把握する取り組みをしている。「暴力防止システム(あんぜんネットワーク)」を導入して組織的対応が定着している。</p>		
A—2—（8）心理的ケア		
A⑲	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>自立支援計画に基づいて心理療法を実施しており、職員会議、職員研修、相互コンサルテーションの中で心理的側面への支援が日常に組み込まれている。保護者からの要望や必要性があれば、子どもとの関わり方や特性などの助言等は行われているが、今後の課題と</p>		

して、児童相談所と連携した保護者への支援の在り方が挙げられる。		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>個別の机と衝立を設置して個別スペースの確保を行う等、学習室を整備し、学校教員と定期的な情報交換を行い児童の学力把握に努めている。また、担当職員が「個別の自学帳」を作成するなどの施設設備や支援教材の工夫、塾や家庭教師などの社会資源の活用、進路選択や特別支援学校への支援等を行っている。</p>		
A㉑	A—2—（9）—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>進路に対してのイメージが持て、児童・保護者・児相・学校と連携しながら、進路選択を自己決定できるようにサポートしている。奨学金の情報や、退園後、卒業後のアフターケアも十分に行われている。今後の課題として、学校を中退、不登校となった子どもへの就労支援しながら社会経験を積める支援という点が挙げられる。</p>		
A㉒	A—2—（9）—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>基本的に、学校への求人を基に就職活動をして、学校紹介の受けられない児童に関しては、職員と一緒にハローワークへ行き、就職活動支援を行っている。アルバイトや各種の資格においては奨励し、地元企業へのアルバイトの開拓により、アルバイトが出来ない学校の児童が働く体験の場はできている。今後の課題として、学校からアルバイトの許可が出ない児童に対して、実習を通しての支援の取り組みが挙げられる。</p>		
A—2—（10）施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A—2—（10）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>関係機関と連携を取り、面会・外出・外泊を進め、学校行事等を保護者に連絡して参加を促すなど、親子関係が継続できるようにしている。又、家庭状況や外泊などの様子を、児童・保護者から聞き取りを行い自立支援計画票に反映させている。</p>		
A—2—（11）親子関係の再構築支援		
A㉔	A—2—（11）—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を中心に、親子関係再構築に向けて、親子訓練室を利用しての家族交流や宿泊を行い、またケースにより児相と連携して家庭訪問の実施を取組、児童自立支援計画票に反映している。</p>		